



Title	自治体の外国人教育行政と 他者 としての在日朝鮮人 - 表象の批判理論的解釈の試み -
Author(s)	広瀬, 義徳
Citation	日本教育行政学会年報, 25: 117-130
Issue Date	1999-10-23
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/9582">http://hdl.handle.net/10112/9582</a>
Rights	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

# 自治体の外国人教育行政と 〈他者〉としての在日朝鮮人

——表象の批判理論的解釈の試み——

広瀬 義徳

## 1. 課題の設定

昨今の歴史観論争にとどまらず、社会的現実をいかに表象するかという問題は、テキストの記述と分析といった著述作業の全体に関連して人間科学における一つの有力な理論的争点となっている。"筆者は、緩やかな系譜として批判理論の立場から、自治体などが作成したテキストにおいて、外国人、とくに〈他者〉としての在日朝鮮人がどう表象されているか、また、それはいかなるコンテキストにおいてか、といった具体的問題にアプローチしてみたい。というのも、先行研究のほとんどが、そのようなテキストによる表象に関連してなされている議論のインパクトを十分踏まえるには至っておらず、外国人に対する教育行政、すなわち外国人教育行政が、狭義の制度的諸条件の整備如何にとどまらず、どのようなコンテキストにおいて外国人をどう表象し、また、同時に外国人自身がそこでどのような自他認識を構築しているのか、などについてまだ説得的に解明しているとは言い難いからである。本論文は、このような探究課題に応えるべく、前半、まず、「文化の新しい教育学」の発展に与った先行研究の特徴を簡単に押さえ、次に、それらを継承し補強する理論的枠組みに輪郭を与える作業を行う。そして、後半で、そうして敷衍された枠組みを用いていくつか具体的なテキストの理論的解釈を提示する。

## 2. 理論的枠組みの再構成

### (1) 「文化の新しい教育学」の特徴——在日朝鮮人関連の先行研究から

いま（権力）関係論的視角から「文化」にアプローチする教育学者が増えている。在日朝鮮人関連でも、たとえば、異文化間教育学の分野を中心に、原尻英樹、西原明史、倉石一郎といった数人の研究者がそうした視角を重視している<sup>24</sup>。諸氏の先行研究にあっては共に、「文化」を一貫性のあるパターンからなる完結した統一体であると見做すような古典的視角は払拭され、いわば「文化の新しい教育学」が実践されている。具体的には、日本という国民国家内の不平等な多民族間関係において、眼指し名指しあう複雑な相互作用から発生する自他関係の反照規定として日本人や在日朝鮮人といった民族範疇が用いられている点などに特徴があり、権力関係論的な視角から地域や学校における日常世界の生活誌的記述と批判的な言説分析が目指されている。筆者も、基本としてはそうした新視角の地平を共有する。

### (2) 「文化」の批判理論の再構成

以上のように、筆者の立脚する足場は幾人かの研究者によってすでに築かれている。しかし、そうした立場から用いられる理論と方法については明確な輪郭が与えられているといえない部分がある、とくに、巨視的・大局的位相について<sup>25</sup>。そこで、次に、改めてその梗概を明らかにしながら、筆者が利用しうる枠組みへと簡潔に再構成してみたい。ここでは「文化と再生産の理論のために」と題されたウィリスの文章を手掛かりに行論を展開する。それはちょうど著書『ハマータウンの野郎ども』における「一般的な理論的考察」の部分に当たる。ウィリスは「文化のレベルの諸現象は、階級的または地域的な出自や教育環境という大局的な規定因をそのまま機械的に反映しているのではない。（中略）ここでどうしても、客観的な社会構造が、特定の文化の場で、ある意味作用を与えられながら行為をうながす動因に転形される過程を、それ固有の位相を設定して考察しなければならなくなる。構造

的・経済的な規定要因とよばれるものが実在しているからといって、人びとが無条件にそれに服するものではない。（中略）この現実にも満足ゆく説明を加えようとするかぎり、主体としての人間とその文化がかたちづくる媒介領域のなかで、構造的な規定要因が行為をうながす動因としてどのように象徴化されるのかに注目しなければならない」と指摘する<sup>26</sup>。

つまり、論者の用語にいう「大局的な規定要因」が再生産されるための媒介領域として、象徴操作の界でもある文化現象そのものが相対的であれ独自の分析の位相として設定されねばならないというのである。換言すれば、われわれは、状況の一般的コンテクストをなす歴史的な政治経済システムなどの外的「構造」や各種「変数」の確認にとどまらず、同時に、それらがある特定の行為主体が構築する意味世界の位相においてどう表象されているのかまで分け入って解明しなければならない、ということである。また、彼の仮説的見解によれば、われわれが生活する歴史的な「資本制社会について言えば、その独特の社会的諸関係が再生産される過程に不確かではあるが創造性をはらんだ緊張状態をもたらすという点にこそ、文化的なものの本質がある」とされているが、当該「資本制社会」の境界については、国民国家の「内部」には限定されておらず、世界規模にまで拡大されていると修正しておきたい<sup>27</sup>。

続く「文化と社会の再生産に国家的諸制度が果たす役割」に関する仮説を述べた箇所からも、重要な点を確認しておこう。われわれの探究にとって少くない示唆がある。そこで「社会の再生産の特定のありようはそれにふさわしい独特の国家制度と見合っており両者はみごとに調和していると、考えるはならないだろう」と述べるウィリスは、公立学校などを含む「(国家的諸)制度」の重層的な組成の解明には、その①「たてまえの層」と②「実務の層」と③「文化の層」という各層相互の区別と絡まりの分析をしなければならないと強調している。少し説明が必要だろう。その①は、「社会の構造的・組織的な特徴について一定の解釈をもち、そうした社会像との関連で制度それ自体の存在理由を明示し、社会と制度の相互関係のありかたを公式に定める」とされており、具体例を言えば、学校制度の管理・運営のために

教育行政が作成する各種の公的文書などがその典型となる。また、②において「特定の制度の第一線に立つ官僚や職員たちは公認のイデオロギーやたてまえを実践に応用する」とされており、これも学校制度に即して言えば、実務の担い手たる教師がどのような意味付与をある特定の状況内主体として行っているかが問われるような層として理解できる。そして、「まさにその「足元」、つまり第三の最下層に、制度の受益者たちの、制度と折り合いをつけるための文化的な営みがある」とされる。いわゆる「生徒文化」と呼ばれてきたような層がそれに当たろう。つまり、狭義の制度として捉えられる①のみならず、②③にまで「制度」概念の外延を拡張することで、その立体的な解明が可能になるということだろう。ただ、いま人類学方面の理論変化に倣さして<sup>6)</sup>、文化という領域を「意味」の（再）構築がなされる界とも認めるのなら、③のみを文化の層と規定するウィリスの見解では、あまりに限定されている。むしろ、「制度」を構成する①②③の各層において、そうした「意味」が（再）構築される営みを指して文化とする方が妥当だろう。そうすることで、そうした文化的な営みを解明するためにウィリスも用いた民族誌などの「テキスト」の読み書きといった方法が有する意義もより鮮明になってくる。現在では、言語の「外部」に客観的な社会構造が実在するといったナイーブな認識論は退けられ、単に文書テキストのみならず、記号が果たす社会的現実の媒介的、構成的役割からどんな出来事もいわば「テキスト」として解釈されうるとの立場においてそうした方法が利用される、ということはもちろんなのであるが。それでは、以上のような枠組みを基本として用いながら、いくつかのテキストにおける在日朝鮮人の表象の諸相を具体的に読み解いてみよう。

### 3. テキストにおける在日朝鮮人の表象の諸相

解釈の具体的な対象とする第一のテキストは、1970年代以降、各自治体が独自に作成している「在日外国人の教育に関する方針・指針」(以下、「方針・指針」と略記)である<sup>7)</sup>。これらの「方針・指針」については、最後に言及

するような秀れた読解の試みもあるが、筆者は、そうしたテキストが、「大局的な規定要因」といった「外部」のいかなるコンテキストにおいていかなる歴史的位置を与えられているのか、また、そうしたコンテキストがその表象という「内部」次元ではどう現象しているのか、といった異なる観点から別様の解釈を提示してみたい。既述の理論的枠組みであるならば、これが「制度」を構成する①の層における文化的な営みの解明に相当する対象となる。そして、次の対象が、②の層において教師が構築する意味世界のテキストということになるが、こちらは民間教育運動体である全国在日朝鮮人教育研究協議会が作成した小冊子を利用し、現在まで教師として採用済みの在日朝鮮人が書いた文章に表象されている彼（女）らの自他関係の分節化に焦点を当てよう。両層間と同層内における表象の差異もそこで浮き彫りにされよう。③に関しては、今回は取り上げない。というのも、テキストの作成過程や受容過程といった調査研究を要するような部分については、決定版テキストの解釈を試みる本論文の守備範囲を端的に越えてしまうからである。

#### (1) テキストの「大局的な規定要因」——「外部」のコンテキスト化

以下の具体的な解釈に先立ち、まず、1970年代に始まり続く20年間で漸く本格化しつつあるいくつかの一般的なコンテキストを確認しておきたい。というのも、そこにおいてある特定の社会的現実がいかに非歴史的本質として表象されていようと、いかなるテキストもその歴史的産物たる存在性格は免れず、「外部」のコンテキストに依存しているからである。

在日外国人、主に在日朝鮮人の存在条件や意味世界を大きく変容させた歴史的文脈として、もちろん、日韓条約に伴う外国人の法的地位の変更など法律上の処遇面も重要であるが、ここでは、とくに1970年代以降における大規模な政治経済システムの再編成という「大局的な規定要因」について明確にしておく。サッセンが指摘するように、低成長局面に移行した資本主義世界経済の構造変化は、新たな資本と労働の需給関係や労働市場の民族間セグメンテーションを創出させている<sup>8)</sup>。具体的には、鄭章淵が、とくにアジア系外国人に対して門戸を閉じていた日本の労働市場でも、一方におけ

るアジア太平洋圏の経済的ネットワークの活況を契機として、昨今、国籍や民族の差異を顧慮しない新しい雇用機会が一部提供されるような関係が生まれていると論述しているように<sup>9)</sup>。他方で、移民や難民のグローバルな移動増大を受け、1980年代後半以降は、旧植民地系と新来南米日系人などの外国人間における低賃金労働の大幅な入れ替えも指摘されている。外国人の權益を拡大するために異議申し立てを行う「新しい社会運動」の生成なども、各地域や階層ごとの小環境は異なるにしても、こうしたグローバリゼーションの深化といったコンテキストに由来する一般的な側面がある、と筆者はみている。それゆえ、毎年各教育委員会が作成配布する一般の「学校教育指針」とは別個に、各地域の自治体や教育委員会が単独・共同で作った「方針・指針」にしても、1970年度の大阪市教育委員会版を嚆矢として現在まで40を越える数が蓄積されているが、このような一般的コンテキストを外してはその歴史的位置を見失いかねない。これでテキストにおける多様な文化現象を、こうしたコンテキストの「内部」化として解釈する次の作業の前提が揃った。

## (2) テキストにおける在日朝鮮人の表象——コンテキストの「内部」化

さて、それでは具体的に「方針・指針」で、地方教育行政がいかにならに在日朝鮮人を表象しているかを明らかにしよう。繰り返しになるが、これが理論的枠組みからみれば「制度」の①の層に当たる部分である。その文体は出来事や人物の単独性などおおよそ語ろうとしない行政用語によってまず規定されているように思う。すでに「方針・指針」に関しては、兵庫や大阪などの一部限定ではあるが、行政折衝などの作成過程と決定版テキストの具体的な記述内容について当事者による報告や解説が書かれている。それらのテキストへの論及は控えるが、朴一が述べるように、行政官と民間当事者の相互において在日朝鮮人に対する理解の少なくない「食い違い」がみられ、それが作成時の懸案事項になるというのは頷けるにしても、他方で、「民族」や「差別」の社会科学的認識や表象の仕方といった位相において両者にどのような差異があるかについては、議論の余地が残されているように思う<sup>10)</sup>。では、いくつかの論点に絞って、「方針・指針」からの抜粋文章を適宜検討してみよう。

たとえば、次のような記述では、「文化」や「民族」なる語彙が、その「本質主義」的な語りのなかで物神化されている。

- 「とりわけ、多くの在日韓国・朝鮮人児童・生徒の中には、進学・就職で不当の差別を受けたり、日常生活においても蔑視の差別的言動を受ける場合もあり、そのため、真の願いとは逆に、日本名を通名として我が国の学校に進学し、我が国の文化や歴史を学習する中で、日本人らしく生活することを余儀なくされているのである。民族の特性を考える条件の一つに、民族固有の言語があり、他国に生活し、他国語で、他国の教育制度による公教育を受けること自体に民族性喪失という基本的な問題があるといわねばならない。」（高槻市，1982年）
- 「在日外国人及び日本の児童・生徒がそれぞれの国の固有の文化・歴史等の正しい知識のもとに相互の立場を理解し、平和と人権を大切に、差別を許さない立場に立ちきる児童・生徒の育成に努め、民主的な国際感覚と連帯感を養うように努める。」（茨木市，1989年）

「我が国」と外国人にそれぞれの「固有な」文化や言語があるといった語り自体が、的確さを欠いている<sup>11)</sup>。こうした語りは、多民族間ないし多文化間の間主観的・間主体的な社会的相互行為による歴史的混淆物たる国民を、その表象という位相においてあまりに単純化している。文化の構成要素と属性、その歴史的偶有性と本源的感情、虚偽意識と真の願いなどの識別は、多くの「方針・指針」の文章で、後者の確保による前者の補填といった修辞のなかで用いられている。ポスト・コロニアル人類学の先鋒マーカスの語彙を援用するならば、無視できない変化があるにもかかわらず、固有な本物の文化は生き延びるのだと主張する「贖罪モード」か、根本的な変化のサインが明らかに見えているなかで、そうした変容の危機に瀕している文化をノアの箱舟よろしく救出するのだと主張する「救済モード」が、「方針・指針」というテキストの支配的な修辞を生み出していると言える<sup>12)</sup>。たとえば、そうした「贖罪モード」や「救済モード」の浸透は、少数の例外はあるものの「方針・指針」の大多数が、在日朝鮮人の「民族的自覚と誇り」の育成を基本方針とし、その具体化として「本名を呼び名乗る」の指導を課題としているこ

となどに窺える。顕著な事例では、次のような記述となっている。

○「80パーセントは在日韓国・朝鮮人であり、その大多数の児童・生徒が市内の公立学校に在籍している。このことは、戦後、民族文化を取り戻すことを願い設立された民族学校が、閉鎖を余儀なくされ、日本の学校に通わざるをえなくなったためである。このことが、在日韓国・朝鮮人の、学校を含め社会において、民族の誇りや自覚を損なうことへつながったと認識する。」(寝屋川市, 1993年)

○「『本名』尊重を基本認識として、指導要録等諸帳簿には、『本名』を明確に記入する。しかしながら日常における『本名』・『通名』の使用については、保護者・本人との共通理解を十分尊重し、形式的・一方的な扱いにならないように特に配慮する。」(高槻市, 1982年)

また、次の抜粋からは、『方針・指針』のほとんどが主な対象としている在日朝鮮人の多住状況といった当該地域の特殊な条件のみならず、先述したグローバリゼーションのなかで変貌するアジアといったコンテキストが「内部」化されているのが分かる。

○「近年、アジア諸国や南アメリカ等からの生活者としての在日外国人が増えており、今後そうした在日外国人児童・生徒の教育にあたって、それぞれの民族や文化を尊重し「違い」を認めあえるよう人権尊重の視点に立った指導を進めていくことが大切である。」(門真市, 1992年)

○「ヨコハマは日本からアジア、世界への文化の発信地であるとともに、文化の受信地でもある。市民だれもがアジアと世界に開かれた目をもつことを求められている。(中略)国籍・民族の違いをこえ、同じ地域社会に生活する人間として、人々が共に考え、共に生きることができる内なる国際化を実現することが急務である」(横浜市, 1991年)

ただし、進行する資本主義世界経済の再編成と、それに根差す外国人の反差別運動など新たな教育・雇用機会を獲得する歴史の内実が、次のような「国際化の進展」と「人権意識の高揚」を反映した外国人への部分的門戸開放、といった決まり文句のなかにプロクルステスの寝床よろしく押し込められている。となると、内実を欠くアジアの強調も、一面で多国籍企業主導の

グローバリゼーションの深化を掃き清める言説と化す危惧が拭えない。

○「今日、在日外国人の就職や雇用については、国際人権規約に基づく内外人平等の精神の広がりや、国際化の進展を反映して徐々に門戸が開かれており、在日韓国・朝鮮人に対して本名で採用する企業も増加している。しかしながら、在日韓国・朝鮮人の生徒の就職については、依然として厳しい状況にある」(堺市, 1992年)

○「今日、在日外国人、とりわけ在日韓国・朝鮮人の就業状況、雇用条件については、人権意識の高揚や社会の国際化の進展等を反映して、徐々に改善されつつある。就職選考にあっても、企業などの人権意識の高まりで公然とした就職差別はなくなってきている。(中略)しかしながら、最近、府内において、住居入居時や就職時において『外国人おことわり』などの露骨な差別的対応が生起しており、就職等の門戸は完全に開かれているとは言いがたい。」(羽曳野市, 1992年)。

続いて、外国人の新たな就職先として徐々に広がっている公職の内、公立学校の在日朝鮮人教師に焦点を当てよう。たとえば、先に引用した高槻市の『方針・指針』の前は以下のような記述となっているが、それが提供する社会像なり〈他者〉としての在日朝鮮人の全体論的表象に対照して、個別の彼(女)らは自他関係にどのような意味を付与しているだろうか。

○「我が国の社会には、遺憾ながら韓国・朝鮮人に対する民族的偏見や差別意識があり、かつての軍国主義的植民地政策と国家主義教育によって形成され、痕跡をのこしている差別思想は今だに根深く実在している。そのため、自己の国籍を隠し、日本人社会に対する同化的な生き方を強いられ、民族的自覚や誇りを基盤とする主体性をもち得ないまま、極めて不自然な精神的屈折と抑圧的心情のもとに生活しなければならないという状況が生み出されている。」(高槻市, 1982年)

それでは、次に、理論的枠組みにおける②の層における文化的営みのテキストとして「カッチハチャ」と題された小冊子から在日朝鮮人教師の声を聞いてみたい<sup>13)</sup>。そこにも、かの①の層と同様な「救済モード」に導かれて日々の指導実践を志向する第一発話者のような姿はある。しかし、そうでない者

もいて、安易な全体論的表象化を許さない生きられた、つまり、抽象的な思想ではない経験が浮き彫りになっている。

- 「今のボクの課題というのは、在日朝鮮人として在日の生徒との関わりをどうやっていくか、ということです。日本人生徒との関わりは自分では十分できていると思うんです。逆に韓国人朝鮮人との関わりの方が正直難しいなと思いつつ関わっているんです。(中略)いまボクがいちばん願っていることは、韓国朝鮮人の生徒が堂々と本名を名乗れるような学校の雰囲気作りがどうかしてできないかということです。」
- 「昔はとにかく兵庫県の学校に外国籍の教師を誕生させたいということが主眼だった。その運動が十三年間行われてきた。その十三年間の運動のお蔭で私たちがなれた(中略)、兵庫県で初めてということで、ものすごいプレッシャーはあります。それが「こんな教師もおったら、あんな教師もおる。在日やったらエエというもんでもない。在日でもサボルやつもおるし、一生懸命やるやつもおるし」みたいなね。そういうのが増えてくると、逆に民族というものに対する固定した考えがなくなるような、対日本人とか対韓国人という見方から本来の人間性みたいなところに親も子どもも、あるいは学校現場も向かっていったら非常に面白いな。在日やからといって民族教育を一生懸命やるような教師ばかりじゃなくて、いろんな方向で頑張っている先生がいてもエエんやないかな、という気がします。そういう意味で自分を慰めました。」
- 「私は北も南もないということもあって、朝鮮人であると言っています。やっぱり、朝鮮人と韓国人では子どもたちには朝鮮の方がショッキングな響きがあるんですね。これは日本人も同じだと思いますが、「韓国人」と言えるのに「朝鮮人」と言いつらい日本人はたくさんいると思います。ちょっと差別意識をもって「自分は朝鮮人なんかではなく、韓国人や」と言っていた生徒もいました。」

(権力) 関係論的視角からすれば当然にしても、まず、①の層の修辞に裂け目を開くような異化作用、すなわち日本人と在日朝鮮人といった二項対立では表象されない多様な社会的現実への徴候的な語りがここにはある。そし

て、それを貫くように、後者を没主体化するような本人不在の〈他者〉の定義が反駁されている。もっとも制約がないではない。第三の発話からは、先行する民族間関係における差別の声や眼差しが、民族内関係にも転化されていることが窺われるし、第二の発話でも、民族範疇から遊離した形而上学的な人間性の評価は別にしても、そのアクセントは本人の「慰め」という意味的方向づけにある。いずれの声も在日朝鮮人の全体を代表しない部分的真実ではある。が、少なくとも教育行政に、このような幾重にも屈折した彼(女)らの意識と経験を一枚岩のモノローグ的全体として、あるいは「幻想上の多元論」<sup>15)</sup>として表象することが共に誤りであると戒告していよう。

#### 4. まとめに代えて——残された課題

最後に、「方針・指針」における差別の語り口につき言及しながら今後の課題を提示しておきたい。「方針・指針」には、「今日なお、在日外国人においては、教育を受ける権利が正当に生かされている」と言い難い事実が存在している。わけても、多くの在日韓国・朝鮮人が、日本の「植民地政策」、「同化政策」や戦後処理の状況等、歴史的経緯や社会的背景のもとで生み出されてきた民族差別や偏見による重圧を受けて、やむをえず韓国・朝鮮人であることを隠したり、日本への「帰化」を選ばざるをえないことに表れている」(摂津市)といった似たり寄ったりの語りが反復されている。それについて倉石一郎は、こうした「疑似法則めいた言明からは、歴史を前にしていかにも無力で他律的な存在としての『在日韓国・朝鮮人』の姿しか見えてこない。そこには『在日韓国・朝鮮人』の生身の人間的現実、日本社会のなかでの努力の総体はなく、その存在は、日本・韓国・朝鮮という国民国家のあいだのマクロな歴史の産物へと切り詰められている」と鋭く指摘し、そうした「方針・指針」に一貫して含まれている語り口を指して「素朴構造主義的な語り口」と呼んでいる<sup>16)</sup>。しかし、西原和久が説くように、発生論的には、差別が日常生活における間主観的・間主体的な社会的相互行為からなる限りで、存在者の自律性が一定程度確保されるにしても、それが身体的記憶を含む記

憶の内に沈殿して習慣行為化したり、言語的に反復され理念化される、別言すれば表象も固定化されるような事態になれば、存立構造的には「制度」化し、存在者を拘束するとすればどうか<sup>16)</sup>。上記のような「方針・指針」に共通する語り口は、正当にもこの差別の「制度」としての存立構造を浮き彫りにしてはいまいか。

知られるように、それらの作成過程にあつては、各地域での差別事件などを契機とした教育行政への異議申し立てが「政治的な力」を発揮している。筆者は、著述の決定権は担当行政官にあったとしても、そうした折衝をとおして日常生活で醸成された差別へのこの正当な「洞察」の光が、そこに部分的に反映していると仮説する<sup>17)</sup>。その確認も含め、当面の課題は、③の層として学校や地域における生徒の意味世界を、また②の層の残りとして日本人教師のそれを重ねて解釈していくことにある。本論文のような試みは、社会的現実についての理解を、ある共約的語彙による単一の科学的言明へ収斂させはしない。あらかじめ定式化された普遍の方法原理に照らしてそうした解釈の妥当性が逐一診断されるとも前提していない。が、そうした代価を支払うことと引き替えに、ある特定の状況（内主体）を詳しく理解するために、静的分析にとどまらない、多くの時に競合しうる解釈を重ねていくという実験的方向を開く。

(筑波大学大学院)

#### 〈注〉

- (1) 具体的論争としては、小森陽一／高橋哲哉編『ナショナル・ヒストリーを超えて』（東京大学出版会、1998年）を、理論的議論としては、W・ミッチェル編『物語について』（平凡社、1987年）を参照。
- (2) 原尻英樹「日本における異文化間教育の理念－在日朝鮮人研究の立場から－」『異文化間教育学会紀要』第9号、1995年、西原明史「異文化理解教育と文化人類学－特に文化を語るということの『政治性』をめぐる」『異文化間教育学会紀要』第10号、1996年、倉石一郎「批判的教育研究における〈対話〉概念の再検討」異文化間教育学会第18回大会、1997年。
- (3) 本論文の理論的枠組みは、記号に媒介された行為への「社会文化的アプローチ」を拡張・修正させる課題、すなわち、二者間あるいは小集団における

といった状況設定を越えて、より大きい社会的、歴史的、文化的コンテクストを導入する課題にも沿うだろう（J・ワーチ『心の声』福村出版、1995年、を参照）。

- (4) P・ウィリス『ハマータウンの野郎ども』筑摩書房、1985年、339-400頁。
- (5) 同上書、402頁。同上書に対する修正と批判は、主にJ・E・マーカス／M・M・J・フィッシャー『文化批判としての人類学』（紀伊国屋書店、1989年）と、J・クリフォード／G・E・マーカス編『文化を書く』（紀伊国屋書店、1996年）に基づく。
- (6) ここでは代表的な著書として、太田好信『トランスポジションの思想』（世界思想社、1998年）と、山下晋司／山本真鳥編『植民地主義と文化』（新曜社、1997年）を挙げておく。
- (7) 『方針・指針』はすべて、鄭早苗ほか編『全国自治体在外外国人教育方針・指針集成』（明石書店、1995年）より抜粋。編者の朴一によれば、伊丹市以外、外国人自身が『方針・指針』の作成者に含まれていたケースはない。なお、残る大多数の自治体が、その作成自体していない点を強調しておきたい。
- (8) S・サッセン『資本と労働の国際移動』岩波書店、1992年、同『グローバル化の時代』平凡社、1999年、を参照。
- (9) 鄭章淵『「バクス・エコノミカ」時代の到来と在日社会』『「在日」はいま』青丘文化社、1996年、72-86頁。
- (10) (7)前掲書、13-49頁。
- (11) 西川長夫『地球時代の民族＝文化理論』新曜社、1995年、酒井直樹ほか編『ナショナリティの脱構築』柏書房、1996年、などを参照。
- (12) (5)前掲『文化を書く』350-351頁。
- (13) 以下は、すべて第16回全朝教兵庫大会地元実行委員会編『カッチハヂャー共に歩んだこの10年－』（国際印刷出版、1995年）からの引用。
- (14) G・ルクレール『人類学と植民地主義』平凡社、1976年、41頁。「植民地的一元論の内部における異国趣味」ともいわれるこの帝国意識は、ポスト・コロニアル時代にも残っているのではないか。
- (15) 倉石一郎『「教育の語り」における画一性と多様性の問題』中島智子編著『多文化教育』明石書店、1998年、203-205頁。
- (16) 西原和久「差別の複合性への視座」栗原彬編『差別の社会学』弘文堂、1996年、52-53頁。
- (17) (4)前掲書、288頁。ウィリスは、「洞察」を「ある文化を共有する成員たち



が自分たちを圍繞する全体社会とのかかわりで自分たちの生存の位相や条件を見抜こうとするとき、その文化の内部で働く衡迫的な力」と定義している。

日本教育行政学会年報㉔

---

## 地方教育行政の改革

---

1999（平成11）年10月23日 発行

編 集 日本教育行政学会  
発 行 人

発 売 元 ㈱教育開発研究所

〒113-0033 東京都文京区本郷2-15-13

電 話 03-3815-7041(代)

振 替 00180-3-101434

---

ISBN4-87380-313-6 C 3037